

介護予防訪問入浴介護の運営規程

(訪問入浴サービスステーション青空)

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う介護予防訪問入浴介護の事業は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問入浴サービスステーション青空
- (2) 所在地 青森県三沢市栄町三丁目125-1

(職員の職種、員数及び職務内容) ※2024年4月1日現在

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名 (常勤兼務)
管理者は、従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の

実施状況その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護職員 准看護師2名（非常勤1名）

看護職員は、指定訪問入浴介護の提供に当たる。

- (3) 介護職員 訪問介護員養成研修2級課程修了者 1名（非常勤）

介護福祉士1名（常勤）

介護職員は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日

ただし、お盆、正月期間等は休業日とする為、上記以外の曜日を臨時営業日とし調整を行う。

- (2) 営業時間 午前9時から午後4時まで

※利用者より上記指定での訪問が不可能な場合は例外としこの限りではない。

(指定介護予防訪問入浴介護の内容)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の状態又は希望に応じて居宅を訪問してサービスを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問入浴介護が法定受領サービスであるときは、市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づき基本料金の1割、もしくは2割、3割の額なる。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道15キロメートル未満 600円

- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道15キロメートル以上 1,000円

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三沢市、六戸町、おいらせ町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用に当たって利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 入浴1時間前には食事の摂取をしないこと。
- 二 発熱の有無、摂食状況等健康状態を連絡する。
- 三 利用者及びその家族の感染症の有無を連絡する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、担当介護支援専門員、及び訪問入浴管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は利用者に対する虐待の発生、再発を防止するため早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生、再発防止、対策を検討する委員会を設置し、定期的(4月、7月、10月、1月)に開催し、従事者へ周知する。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施。
- (3) 上記(1)(2)を適切に実施するために担当者を設置する。(常勤職員から選任する。)
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 虐待の防止のための指針を整備し、利用者及び家族等がいつでも確認できるよう事業所内で掲示する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2006年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2007年 2月 1日から施行する。
- この規程は、2007年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2008年 5月 1日から施行する。
- この規程は、2010年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2011年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2011年 5月 1日から施行する。
- この規程は、2012年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2013年 6月 1日から施行する。
- この規程は、2014年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2014年12月 1日から施行する。
- この規程は、2015年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2015年 8月 1日から施行する。
- この規程は、2016年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2017年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2018年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2019年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2023年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2024年 4月 1日から施行する。